

公募型企画提案の公告

「里親委託事業」委託業務について、次のとおり公募型企画提案を行うので、公告します。

令和5年2月27日

奈良県知事

1 公募型企画提案に付する事項

(1) 業務名及び数量

「里親支援事業」委託業務 一式

(2) 業務の内容等

(I) 里親制度等普及促進事業

里親支援機関及び里親制度の普及啓発を目的とした広報活動等を行い、里親の新規開拓を促進する。

- ・里親支援機関について、機関紹介のリーフレット（A4サイズ両面印刷、100部以上）等を作成・活用し、周知すること。
- ・里親制度の普及啓発の広報活動は、啓発リーフレット（A4サイズ三つ折り両面印刷、5,000部以上）を作成し、里親推進月間（10月）を中心に、講演会、説明会、街頭啓発活動等を10回以上実施し、地域や世代を問わず、県民に広く周知するように工夫すること。
- ・里親制度について、県民に広く理解を得られるよう内容及び手法を工夫して実施すること。
- ・各種リーフレット作成及び広報活動の実施に当たっては、事前に中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センター（以下「両こども家庭相談センター」という。）と協議及び調整の上実施すること。

(II) 里親研修・トレーニング等事業

① 研修事業

以下のとおり、各種里親研修を企画し、及び実施し、里親の養育技術の向上を図るものとする。実施に当たっては両こども家庭相談センターと調整の上、年間の里親研修スケジュールを委託契約後速やかに提出するとともに、関係機関及び里親等が随時閲覧できる状態にすること。

なお、研修受講対象の里親等への周知方法等については、事前に両こども家庭相談センターと調整の上実施すること。

・養育里親研修及び養子縁組里親研修

研修対象者及び実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」及び平成29年3月31日雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものを一体開催とし、以下のとおり実施すること。ただし、研修の内容、講師選定、留意事項等は両こども家庭相談センターと調整の上決定すること。

ア 基礎研修（1回当たり2日間実施、研修受講者数20名程度）

1年に4回以上、うち1回は土日開催とする。

イ 登録前研修（1回当たり4日間実施、研修受講者数20名程度）

1年に4回以上、うち1回は土日開催とする。

ウ 更新研修（1回当たり1日間実施、研修受講者数10名程度）

1年に3回以上、うち2回は土日開催とする。また、委託歴のない里親については、養育実習を1日間実施すること。

※ア～ウに含まれる養育実習は、県内の乳児院、児童養護施設等へ研修受入れ調整を行うこと。また、ア及びイの養育実習については、同日に開催しても差し支えない。

・報告

研修毎に受講者の参加状況及び実施内容を両こども家庭相談センターへ報告すること。また、受講者が研修を修了した時点で、里親を所管する両こども家庭相談センターへ受講者の評価を含めた修了報告を行うこと。

② トレーニング等事業

児童を委託されていない里親又は児童の委託を控えている里親（以下「未委託里親等」という。）に対し、児童を委託された際に直面する様々な事例に対するトレーニングを実施し、養育の質を確保し、委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

・トレーニング対象者は、未委託里親等を所管する両こども家庭相談センターに申請し、当該こども家庭相談センターが選定することとする。

・トレーニングは1年に2回、概ね20名程度に行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により、次の内容について実施すること。

（ア）未委託里親等における事例検討・ロールプレイ

（イ）外部講師による講義

（ウ）施設及び現在児童を委託中の里親宅への実習

イ 受託者は、両こども家庭相談センターへトレーニング状況を報告し、トレーニング修了後は、受講者の評価を含めた修了報告を両こども家庭相談センターへ行うこと。

・トレーニングの周知及び実施にあたっては、事前に両こども家庭相談センターと協議及び調整の上実施すること。

（Ⅲ）里親訪問等支援業務

①訪問支援

・両こども家庭相談センターからの要請に応じて、両こども家庭相談センターが里親等に児童の委託を打診する際に同行し、里親等との良好な関係を築くとともに、両こども家庭相談センターやその他の支援者と個別ケース検討会議を実施する等連携し、また、必要に応じて児童を受託するに当たって里親等へ研修等を行う。

・委託中の里親等に対しても、里親支援機関の役割を周知し、里親等が里親支援機関へ相談できるようにする。

・里親等を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親等への指導・支援を行う。

・訪問回数、訪問日時及び訪問支援内容について、里親及び委託元の両こども家庭相談センターと十分調整を行うこと。なお、訪問回数は、里親委託された後2ヶ月間は2週間に1回、里親委託された後2ヶ月から2年後までは1ヶ月に1回、その後は4ヶ月に1回を目安として、両こども家庭相談センターと連携して実施できるよう体制を整えること。

- ・訪問実施後は、速やかに委託元の両こども家庭相談センターへ電話、メール等で実施内容を報告し、概ね 1 ヶ月以内に書面にて、委託元の両こども家庭相談センターに提出すること。ただし、里親の一時的な休息（以下「里親レスパイト・ケア」という。）又は措置変更等を検討しなければならない等早急な報告が必要な場合は、直ちに委託元の両こども家庭相談センターへ報告すること。
- ・訪問の結果、里親等及び児童の状況に応じてさらに訪問が必要と認められた際は、委託元の両こども家庭相談センターと調整のうえ、必要に応じて支援を行うこと。

②里親レスパイト・ケアの周知及び調整

里親レスパイト・ケアについて里親に周知し、利用の申請があった際は、委託元の両こども家庭相談センターと協議の上、児童を受け入れる児童養護施設及び里親等の調整を行うとともに、レスパイト先となる里親等の相談にも適宜応じること。なお、レスパイト・ケアにかかる費用については、措置費として県こども家庭課から受入先の児童養護施設及び里親等に支払うものとする。

③相談支援

里親等からの来所及び電話による相談に対応すること。また、下記の時間に相談できるように体制を整えること。

- ・平日 9時から18時まで
- ・土曜日または日曜日 9時から18時まで

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 委託予定金額

金8,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

(5) 留意事項

本事業の実施については令和5年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできない。

2 公募型企画提案に参加する者に必要な資格

提案の資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (4) 公告の日から過去3年間に里親制度の普及啓発や、児童福祉施設や里親やファミリーホームに対しての研修又は里親やファミリーホームへの支援を実施した実績があること。

3 公募型企画提案執行の日時、場所等

- (1) 公募型企画提案説明書等の交付場所、参加申込書等の提出先及び問合せ先

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係
所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3 階
電話 0742-27-8605 FAX 0742-27-8107

(2) 公募型企画提案説明書の交付期間

令和5年2月27日(月)午後1時～令和5年3月22日(水)午後5時まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 公募型企画提案説明書等の交付方法

(1) に示す場所において交付します。

- ・公募型企画提案説明書
- ・業務仕様書

なお、説明書及び業務仕様書は、奈良県こども家庭課のHPにも掲載します。
奈良県こども家庭課ホームページ

<https://www-cms.pref.nara.jp/item/290287.htm#itemid290287>

4 参加申込書の提出期限

令和5年3月14日(火)午後5時まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

5 企画提案書の提出期限

令和5年3月22日(水)午後5時まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

6 その他

詳細は、公募型企画提案説明書等によります。